



参 考

[根拠法令]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第4条 1～3 略

4 第1項の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。